

保育料及びその他の利用者負担額について

2号認定、3号認定の標準時間及び短時間1号認定おおむね4時間の保育料は、南九州市子ども・子育て支援制度にかかる利用者負担で示された額とし、その他保護者が負担すべき実費徴収は、次のとおりとする。なお、これらの費用は、直接本園へ支払うこととし、支払方法については別に定める。

(1) 実費徴収

- (ア) 延長保育料 100円/1回 1,000円/1月  
 ※1号認定延長(前延長7:00~9:00)  
 (後延長18:00~19:00)  
 ※2・3号保育短時間認定  
 (前延長7:00~8:30)(後延長18:00~19:00)
- (イ) 預かり保育料 (1号認定のみ徴収) ※15時から18時  
 ・月曜日から土曜日 300円/1日 2,000円/1月  
 ・土曜日 500円/1日 ※9時から15時  
※保育認定を受けた場合は、無償措置を受けられます。
- (ウ) 給食費  
 ・副食、おやつ等(1号認定・2号認定) 4,000円/1月  
 ・主食(5分つき米代) (1号認定・2号認定) 1,000円/1月
- (エ) 一時預かり保育料・給食費については、下記を基準にする。

利 用 料	0歳児～2歳児	1日 2,000円(給食費含む)	9:00～15:00
		半日 1,000円(給食費含む)	9:00～12:30
		※時間外料金は1時間につき	0歳児 300円 1歳児 250円 2歳児 200円
	3歳児～	1日 1,800円(給食費含む)	9:00～15:00
		半日 1,000円(給食費含む)	9:00～12:30
		※時間外料金は1時間につき	3歳児～150円

(オ) その他

入園期間を通じ個人で使用する物品(体操服、年齢に応じた保育教材)及び行事(遠足等)で保護者が使用する交通費等は、その都度保護者へ示し徴収することとする。

(2) 支払方法

- ・鹿児島銀行K-NETで、引落とします。